

いわき市教育長の交際費に係る情報の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育長の交際費に係る情報の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表する情報)

第2条 教育長の交際費に係る情報の公表は、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 支出月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

2 前項の規定にかかわらず、いわき市情報公開条例（平成10年いわき市条例第1号）第7条各号に掲げる情報については、公表しない。

(公表の時期)

第3条 教育長の交際費に係る情報の公表は、当該交際費を支出した日の属する月の翌月15日までに行うものとする。ただし、その日が休日（いわき市の休日を定める条例（平成元年いわき市条例第71号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日をもってその期限とする。

(公表の方法)

第4条 教育長の交際費の情報の公表は、教育長交際費執行状況（別記様式）をいわき市教育委員会のホームページに掲載する方法により行うものとする。

(補足)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施し、同日以後に支出する教育長の交際費について適用する。

別記様式（第4条関係）

教育長交際費執行状況（ 年度）

No.	支出月日	支出区分	支出内容	支出金額（円）
月分 合計				